

大多喜町告示第7号

大多喜町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月13日

大多喜町長 平 林 昇

大多喜町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車用の乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において、その購入に要した費用の一部を補助することにより、自転車に乗車する際のヘルメット着用の普及を図り、もって交通事故被害の軽減及び交通安全意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象ヘルメット)

第2条 補助金の交付の対象となるヘルメット（以下「補助対象ヘルメット」という。）は、自転車に乗車する際に着用して頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものであって、他の法令等により国又は地方公共団体の負担において給付等を受けることができないものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークの自転車用ヘルメット規格EN1078
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したC P S Cマークの自転車用ヘルメット規格C P S C 1 2 0 3
(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ヘルメットを使用する者（以下「使用者」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 使用者（使用者が未成年者である場合は、その保護者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が、当該補助対象ヘルメットの購入の日から補助金の交付申請をする日までの期間において、継続して本町の居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、町長が必要があると認めることは、この限りでない。
- (2) 補助対象ヘルメットを購入した者であること。
- (3) 使用者等が町税を滞納していないこと。
- (4) 使用者等が大多喜町暴力団排除条例（平成23年大多喜町条例第21号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象ヘルメットの購入費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につき補助対象ヘルメット1個の購入に係る1回とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大多喜町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に掲げる書類等を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所が確認できるもの
- (2) 補助対象ヘルメットを購入した日付及び金額を確認することができるものの

(3) 安全基準マークの表示がある補助対象ヘルメットであることを確認できるもの

(4) 振込先の口座が確認できる通帳等の写し

(5) その他町長が必要と認める書類等

2 前項の規定による申請は、補助対象者が未成年である場合にあっては、特別な事情があるときを除き、その保護者（保護者に相当する者として町長が認められる者を含む。）が行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、大多喜町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、大多喜町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日以後に購入した補助対象ヘルメットに係る補助金について適用する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。